

令和8年度小荷物等の運送業務仕様書

1 概 要

本業務は、別紙2「近畿農政局及び管内出先機関一覧」(以下「別紙2」という。)の集荷場所より発送される小荷物(縦・横・高さ3辺の合計が160cm以内、25kg以下のものをいう。以下同じ。)及びメール便(長辺34cm以内×短辺25cm以内×厚さ2cm以内(3辺合計60cm以内)、1kg以下のものをいう。以下同じ)の回収、運送及びその受取指定人への引渡し業務を行う。

なお、小荷物及びメール便(以下「小荷物等」という。)には、郵便法(昭和22年法律第165号)第4条及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条に規定する信書は含まれない。

2 業務仕様

- (1) 発注者は、受注者に小荷物等の発送を依頼するときは、受注者の発行する送り状に所要事項を記入し、それを当該小荷物等へ貼付の上、受注者に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、別紙2の集荷場所毎に発送元欄へ所要事項等(電話番号、郵便番号、住所、機関名等)を印字した送り状を、発注者が必要とする枚数を用意すること。併せて、本省ほか関係機関(発注者が別途指示する)については、送付先の「電話番号、郵便番号、住所、機関名」を印字した送り状を発注者が必要とする枚数用意すること。(各送り状の枚数については、その都度定める。)
- (3) 受注者は、毎日(土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)原則として午後4時00分以降、発注者より指定された場所にて小荷物等の回収、引き取りを行うこと。なお、引き取りを受けた小荷物に関しては、原則として引き取り日の翌日着とするが、北海道、沖縄及び東北、九州の一部地域(青森、秋田、岩手、山形、鹿児島、宮崎)、離島、郡部等については引き取り日から3日以内の着とする。ただし、悪天候や交通事情等、その他やむを得ない事情がある場合を除くものとする。(翌日着ができない地域については契約後に協議するものとする。)
メール便に関しては、引取日から7日以内に受け取り指定人へ引き渡すこと(一部離島についてはこの限りではない。また、7日以内に引き渡すことができない一部離島については契約後に協議するものとする。)
- (4) 受注者は、受取指定人へ小荷物等を引き渡す際には受領者より受領書に受領印又は署名を受けるものとする。ただし、受領印・サインのサービスを行えない場合は、速やかに受領が確認できるデータ等を閲覧できるように整理すること。
メール便については対象外とする。
- (5) 本業務を遂行する上で必要な物品(送り状、台車、収集カゴ等)は、受注者が用意すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、常に細心の注意を払い、小荷物等の破損、紛失等のないように十分努めること。

3 料金区分及び予定数量等

入札書別紙に示すとおり。

4 請求書について

受注者は一か月分（月末締め）をとりまとめた請求書を、別紙1の契約者（契約担当官等）ごとに、該当官署ごとの内訳を添付（任意様式）の上、提出するものとする。

5 環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

6 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、調達事務担当職員と打合せを行うものとする。

(2) 別紙1及び2は令和8年4月1日の予定であって、当該年度の途中において諸般の状況から変更又は追加することがありうる。

その場合は名称の変更又は追加があった出先機関に対し送り状（変更後の電話番号、郵便番号、住所、機関名等を印字したもの）の発行等、発注者の指示した事項について速やかに対応すること。

(3) 別紙1の契約者、該当官署の名称等の変更、別紙2の変更又は追加及び予定数量と最終的な発送数量に生じた差異については、契約変更の対象とはしない。

契約者(契約担当官等)一覧

番号	契約者	契約者住所	該当官署
1	支出負担行為担当官 近畿農政局長	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿農政局、近畿農政局滋賀県拠点、大阪府拠点、兵庫県拠点、奈良県拠点、和歌山県拠点
2	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
3	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長	兵庫県三木市志染町三津田1525	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所加古川水系広域農業水利施設総合管理所
4	分任支出負担行為担当官 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所
5	分任支出負担行為担当官 近畿農政局土地改良技術事務所長	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地	近畿農政局土地改良技術事務所
6	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東近江農地整備事業所長	滋賀県東近江市八日市緑町11-24	近畿農政局東近江農地整備事業所
7	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東条川二期農業水利事業所長	兵庫県加東市社490番地66	近畿農政局東条川二期農業水利事業所
8	分任支出負担行為担当官 近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長	京都府亀岡市安町野々神31-5	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所
9	分任支出負担行為担当官 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所

別紙2 近畿農政局及び管内出先機関一覧

府県名	納 入 場 所	住 所
滋賀県	近畿農政局滋賀県拠点	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階
	近畿農政局東近江農地整備事業所	滋賀県東近江市八日市緑町11-24
京都府	近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56
	近畿農政局土地改良技術事務所	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地
	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所	京都府亀岡市安町野々神31-5
大阪府	近畿農政局大阪府拠点	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6階
兵庫県	近畿農政局兵庫県拠点	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎4階
	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	兵庫県三木市志染町三津田1525
	近畿農政局東条川二期農業水利事業所	兵庫県加東市社490番地66
奈良県	近畿農政局奈良県拠点	奈良県奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎3階
	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1
和歌山県	近畿農政局和歌山県拠点	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階
	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1